

広島県瀬戸内海大橋建設基金設置及び管理条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十五号

広島県瀬戸内海大橋建設基金設置及び管理条例を廃止する条例

広島県瀬戸内海大橋建設基金設置及び管理条例（昭和四十五年広島県条例第二十三号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。